

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者募集要項

1 趣旨

現行の鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）が令和8年度末に計画期間を満了することから、令和9年度からを計画期間とする次期鈴鹿市上下水道事業経営戦略を策定するため、その策定支援業務の受託候補者を次のとおり募集します。

2 業務概要

(1) 業務名

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務委託（以下「業務委託」といいます。）

(2) 業務内容

ア 現行の鈴鹿市上下水道事業経営戦略の検証に係る支援

イ 第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略（以下「第2期経営戦略」といいます。）の策定に向けた次の項目に係る支援

(ア) 財政・投資計画に係るアドバイザリー

(イ) 経営目標の検討

(ウ) 業務効率化及び経営健全化に関する検討

(エ) 第2期経営戦略の取りまとめ

ウ 水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」といいます。）の水準の妥当性の検証に係る支援

エ 水道料金等を改定する場合にあっては、その実施に係る支援

オ 審議会及び議会の対応等に係る支援

カ その他第2期経営戦略の策定に関し必要な支援

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 委託料の上限額

26,000,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）

なお、この金額は、業務委託に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではありません。

3 受託候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次のいずれにも該当する者となります。

- (1) 鈴鹿市入札参加資格者名簿の業種「2708 計画策定・コンサルティング」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 平成27年度以降に、業務委託と同種の業務（公営企業における経営戦略の策定若しくは改定又は水道料金等の改定に係る支援業務をいいます。）を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 単体企業であること。

5 参加資格審査に関する質問及び回答

参加資格審査に関する質問及び回答は、次の方法により行います。

なお、この方法以外の方法による質問は、受け付けません。

(1) 提出方法

質問書（第3号様式）を電子メール（件名「参加資格審査に関する質問（事業者名）」）で送信し、送信後は電話で到達確認を行うこと。

(2) 提出期間

令和6年4月1日から同月15日午後5時（必着）まで

(3) 送信先

宛先 鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ

アドレス keieikikaku@city.suzuka.lg.jp

電話番号 059-368-1663

(4) 回答方法

令和6年4月25日に鈴鹿市上下水道局のウェブサイトで公表し、回答します。

なお、質問を行った者の名称等の公表は、行いません。

6 参加申込み及び結果通知

参加申込み及び結果通知は、次の方法により行います。

なお、この方法以外の方法による申込みは、受け付けません。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 実績調書（第2号様式）

契約書の写しその他契約の履行を証明することができる書類を添付すること。

ウ 会社概要

会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、沿革等を証明することができる書類（法人登記履歴事項全部証明書、会社概要のパフレット等）

エ 財務諸表

最新の貸借対照表及び損益計算書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

(4) 提出期間

令和6年4月1日から同月30日午後5時（必着）まで

ただし、持参による提出の場合は、鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」といいます。）以外の日の午前9時から午後5時までとします。

(5) 提出先

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ（本館2階）

(6) 結果通知

令和6年5月13日に参加申込書に記載された住所又は所在地宛てに審査結果の通知を発送するとともに、当該参加申込書に記載されたメールアドレス宛てにその写しを送信します。

なお、電話による結果の問合せには、応じられません。

7 企画提案に関する質問及び回答

企画提案に関する質問及び回答は、次の方法により行います。

なお、この方法以外の方法による質問は、受け付けません。

(1) 提出期間

令和6年5月14日から同月31日午後5時（必着）まで

(2) 提出方法

質問書（第3号様式）を電子メール（件名「企画提案に関する質問（事業者名）」）で送信し、送信後は、電話で到達確認を行うこと。

(3) 送信先

宛先 鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ

アドレス keieikikaku@city.suzuka.lg.jp

電話番号 059-368-1663

(4) 回答方法

令和6年6月7日に鈴鹿市上下水道局のウェブサイトで公表し、回答します。

なお、質問を行った者の名称等の公表は、行いません。

8 企画提案

参加資格を有すると通知を受けた者（以下「参加事業者」といいます。）は、企画提案書を次の方法により提出してください。

なお、この方法以外の方法による提出は、受け付けません。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（第4号様式）

表紙として作成し、提案書の正本及び副本に添付すること。

イ 提案書

提案内容について、任意様式で作成すること。なお、提案書のページ数には、制限を設けません。

ウ 提案見積書（第5号様式）

見積内訳書とともに厳重に封かんすること。

エ 見積内訳書

提案見積金額について、区分、単価、数量等が分かるように記載すること。

なお、審議会の開催回数は、7回として計上してください。

オ 出席者報告書（第6号様式）

(2) 提出部数

ア 企画提案書及び提案書（以下「企画提案書等」といいます。） 正本1部及び副本7部（紙媒体）

イ 企画提案書等以外の提出書類 1部

(3) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

(4) 提出期間

令和6年5月14日から同年6月21日午後5時（必着）まで

ただし、持参による提出の場合は、休日以外の日の午前9時から午後5時までとします。

(5) 提出先

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ（本館2階）

(6) 提案書の作成方法

ア 記載内容

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者選定基準（以下「選定基準」といいます。）を踏まえ、次に掲げる事項について記載すること。

なお、提案書に記載された内容は、見積金額の中で実現を約束したものとみなします。

(ア) 業務体制及び業務履行計画

(イ) 業務に関する企画提案

a 現行の鈴鹿市上下水道事業経営戦略の検証に係る支援

b 第2期経営戦略の策定に係る支援

- c 水道料金等の水準の妥当性の検証に係る支援
- d 水道料金等を改定する場合にあっては、その実施に係る支援
- e 審議会及び議会の対応等に係る支援
- f その他第2期経営戦略の策定に関し必要な支援

イ その他注意事項

- (ア) 提案書には、目次を付すこと。
- (イ) 提案書の目次を除く各ページには、通し番号（ページ番号）を付すこと。
- (ウ) 企画提案書等で使用する文字は、図表等を除き12ポイント以上とすること。
- (エ) 企画提案書等は日本産業規格A4版縦置き横書き左つづりとし、図表等でA3版を使用する場合は、片面印刷とし、A4版に折り込むこと。
- (オ) 企画提案書等の副本には、見積金額及び参加事業者名が分かるものを記載しないこと。
- (カ) 提案書は、提案者1者につき1案とすること。

9 参加辞退

第6項による参加申込後に辞退を希望する場合は、辞退届（第7号様式）を次の方法により提出してください。

なお、この方法以外の方法による辞退は、受け付けません。

(1) 提出方法

- ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送
- イ 持参

(2) 提出期間

参加申込書の提出から令和6年7月11日午後5時（必着）まで

ただし、持参による提出の場合は、休日以外の日の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出先

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ（本館2階）

10 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日及び実施場所

実施日 令和6年7月12日（予備日 同月16日）

実施場所 鈴鹿市上下水道局

なお、詳細は、参加資格選定結果通知に記載します。

（2） 実施時間

実施時間は、次のとおりです。

なお、提案者数に応じて、実施時間を調整することがあります。

ア プレゼンテーション 45分以内

イ 質疑応答 30分程度

（3） 実施方法

自由形式とします。テレビモニター（65V型）、HDMIケーブル及び電源タップは、鈴鹿市上下水道局が準備しますが、これらの物以外の電子機器類を用いる場合は、提案者が準備してください。

（4） プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに用いることができる資料は、提出した提案書に限ります。

（5） 出席人数

提案書の内容を熟知している者3名以内とします。

1.1 選定方法及び結果通知

（1） 選定方法

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、選定基準に基づき受託候補者を選定します。

（2） 結果通知

ア 令和6年7月19日に、参加申込書に記載された住所又は所在地宛てに選定結果の通知を発送し、また、鈴鹿市上下水道局のウェブサイトで公表します。

なお、受託候補者以外の者を特定できる情報の公表は、行いません。

イ 選定結果その他選定についての質問及び異議申立ては、受け付けません。

1.2 契約

（1） 協議等

ア 鈴鹿市上下水道局と受託候補者は、公告及びこの募集要項並びに受託候補者の企画提案に基づき、業務委託の契約に係る仕様を協議して決定します。

イ 策定までの過程において、水道料金等の改定を実施しないこととなった場合には、契約内容及び契約金額の減額変更を協議し、契約を変更します。

ウ 鈴鹿市上下水道局と受託候補者は、アの仕様に基づき、速やかに随意契約の手続による契約締結の協議を行います。

エ 鈴鹿市上下水道局と受託候補者との間で契約の締結に至らなかった場合は、次順位の者から順に受託候補者とし、契約に係る協議等を行います。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とします。ただし、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第27条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

(3) 前金払

契約金額の10分の3を超えない範囲で協議により決定します。

(4) 支払

原則精算払とし、部分払については協議により決定します。

(5) その他留意事項

ア 業務委託は、原則第三者への再委託を認めないものとします。ただし、委託業務の一部であって、あらかじめ鈴鹿市上下水道事業管理者の承認を受けたものは、この限りではありません。この場合において、受注者は、再委託に関する全ての責任を負うこととします。

イ 見積金額を超える契約金額は、認めません。

1.3 失格

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、選定結果にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることがあります。

(1) 参加申込書、企画提案書及びこれらの添付書類の作成に関して不正があった場合

(2) 第4項各号に掲げる要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合

(3) 選定の公正性又は公平性を害する行為があった場合

1.4 事実と異なる書類等の取扱い

(1) 提出された書類、参加資格、提案内容等に事実と異なることが判明した場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いを決定するものとします。

(2) 前号の取扱いを決定するため、必要に応じて該当する参加事業者に対し、選定委員会がその内容についてヒアリングを行うことがあります。

(3) 選定後であっても、その内容が重大又は悪質であると認められる場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることがあります。

1 5 その他留意事項

(1) 提出された書類は、差替え、追加等を認めません。

(2) 提出された書類は、必要に応じて複製することがあります。

(3) 提出された書類は、返却しません。

(4) 提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）その他法令に基づき、公開することがあります。

(5) 業務委託の提案に係る費用は、提案者の負担とします。契約締結の協議により契約の相手方とならなかった場合についても、また同様とします。

(6) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、全て提案者が負うこととします。

1 6 担当

〒510-0253

鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ

電話 059-368-1663

FAX 059-368-1688

メールアドレス keieikikaku@city.suzuka.lg.jp